

国自安第145号の2
平成28年11月7日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿
公益社団法人全日本トラック協会会長 殿
一般社団法人全国靈柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について

事業用自動車の安全確保の徹底については、機会あるごとに注意喚起しているところであるが、今般、大阪府門真市において、貸切バスの運転者が運転中にスマートフォンを用いてゲームアプリを操作するという事案が発生した。

本件については幸い事故に至らなかったものの、先月26日には愛知県一宮市において運転者がスマートフォンでゲームアプリを操作しながら走行していた自家用トラックに小学生がはねられ死亡するという事故が発生している。いうまでもなく、運転中にスマートフォン等の画像を注視する行為や携帯電話を用いて通話する行為は、道路交通法で禁止されている極めて危険な行為であり、本年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、貸切バスの信頼を回復するための様々な取り組みを行っている最中に、事業用自動車の運転者が、このような安全を軽視する行為を行ったことは極めて遺憾であると言わざるを得ない。

については、貴会会員に対し、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について改めて徹底を図られたい。